

第三十六号議案

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例
住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
別表第二 一の項の次に次のように加える。

二 公安委員会	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）による放置違反金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	---

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を提供することができる事務を追加する必要がある。

第三十 六号議案

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例